

白山市空家等管理活用支援法人指定等事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援法人の要件）

第2条 支援法人の要件は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする法人であることとする。

（指定法人数）

第3条 市長が指定する支援法人は、原則として1者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（申請等）

第4条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革並びに事務分担を記載した書類
- (5) 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書（業務の方法、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために講じる措置等を記載したもの）及び収支予算書
- (6) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書類
- (7) 国税及び白山市税の滞納がない旨の証明書又は課税がない旨の証明書（いずれも申請の日前1か月以内に発行されたものに限る。）

- (8) 誓約書（様式第2号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
（審査基準）

第5条 支援法人の指定に際し、審査する上での基準は、次のとおりとする。

- (1) 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (2) 市及び相談者等との連絡調整等を行うため、常時4人以上の人員を配置していること。
- (3) 過去3年以内に本市と連携して本市の空家等対策に取り組んだ実績又はこれに類する活動実績として市長が認めるものを有していること。
- (4) 本市と空家等の対策に関する協定を締結していること。
- (5) 過去3年以内に国又は地方公共団体と連携して、空き家に関するセミナーや相談会を毎年1回以上開催した実績があること。

（指定等）

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、指定の可否を決定し、指定することを決定した場合にあっては空家等管理活用支援法人指定書（様式第3号）により、指定しないことを決定した場合にあっては空家等管理活用支援法人不指定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に関わらず、市長は、申請者を支援法人として指定しないものとする。

- (1) 個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていないとき。
- (2) 第9条第1項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないとき。
- (3) 白山市暴力団排除条例（平成24年白山市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が事業活動を支配しているとき。
- (4) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が次のいずれか

に該当するとき。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(5) 国税及び白山市税に滞納があるとき。

(6) 不正の行為、法令に違反する事実又は公益に反する事実があるとき。

(指定の期間等)

第7条 前条第1項の規定による指定の期間（以下「指定期間」という。）は、指定の日から起算して5年を超えない範囲内において市長が定める。

2 指定期間の満了後も引き続き指定を受けようとする支援法人は、指定期間の末日から起算して2か月前から1か月を経過する日までの間に空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 第6条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(届出等)

第8条 法第23条第3項の規定による届出は、名称等変更届出書（様式第5号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

3 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第7号）により市長に提出するものとする。

4 支援法人は、毎年度4月末日までに当該年度の前年度の業務に係る法第25条第1項の報告を業務実施状況報告書（様式第8号）により行うものとする。

5 前項の規定に関わらず、市長が法第25条第1項の規定に基づき必要があると認めるときは、支援法人に報告を求めるものとする。

(指定の取消し)

第9条 市長は、支援法人が法第25条第3項の規定により、市長の命令に違

反したときのほか、第6条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき、前条第3項の規定により業務廃止の届出をしたとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第6条第1項に規定する指定を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指定を取り消すときは、空家等管理活用支援法人指定取消書（様式第9号）により支援法人に通知するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、指定法人の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係、第 7 条関係）

空家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

（宛先）白山市長

申請者 所在地

名称（商号）

代表者氏名

（担当： ）

（TEL： ）

白山市空家等管理活用支援法人指定等事務取扱要綱第 4 条第 1 項（第 7 条第 2 項）の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする法人の情報	名称又は商号	
	所在地	
	代表者の職名及び氏名	
	役員の氏名	
	事務所又は営業所の所在地 ※ 1	
2 指定を受けようとする業務内容 ※ 2	☐	空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
	☐	委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
	☐	委託に基づく、空家等の所有者等の探索
	☐	空家等の管理又は活用に関する調査研究
	☐	空家等の管理又は活用に関する普及啓発
	☐	その他空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

※ 1 石川県内に所在する場合のみ記入してください。

※ 2 該当する□に、✓を記入してください。

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

- 1 白山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者が事業活動を支配していません。
- 2 役員のうちに次のいずれかに該当する者はいません。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 白山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者

私は、白山市空家等管理活用支援法人指定等事務取扱要綱第4条の規定により空家等管理活用支援法人の指定の申請をするにあたり、上記のとおり誓約します。

年 月 日

所 在 地

名称（商号）

代表者氏名

（宛先）白山市長

様式第 5 号（第 8 条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

（宛先） 白山市長

届出者（空家等管理活用支援法人）

所在地

名称（商号）

代表者氏名

（担当： ）

（TEL： ）

白山市空家等管理活用支援法人指定等事務取扱要綱第 8 条第 1 項の規定により、法人の名称等を変更しますので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の所在地 ☐ 代表者氏名 ☐ 事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 該当する□に、✓を記入してください。

様式第 6 号（第 8 条関係）

業務変更届出書

年 月 日

（宛先） 白山市長

届出者（空家等管理活用支援法人）

所在地

名称（商号）

代表者氏名

（担当： ）

（TEL： ）

白山市空家等管理活用支援法人指定等事務取扱要綱第 8 条第 2 項の規定により、業務の内容を変更しますので、次のとおり届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 7 号（第 8 条関係）

業務廃止届出書

年 月 日

（宛先） 白山市長

届出者

所在地

名称（商号）

代表者氏名

（担当： ）

（TEL： ）

白山市空家等管理活用支援法人指定等事務取扱要綱第 8 条第 3 項の規定により、業務を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第 8 号（第 8 条関係）

業務実施状況報告書

年 月 日

（宛先） 白山市長

届出者（空家等管理活用支援法人）

所在地

名称（商号）

代表者氏名

（担当： ）

（TEL： ）

白山市空家等管理活用支援法人指定等事務取扱要綱第 8 条第 4 項の規定により、空家等管理活用支援業務の実施状況について、次のとおり報告します。

実施年度	年度
実施状況	

※ 記載しきれない場合は、任意の用紙に記載のうえ、添付してください。

※ 実施状況が分かる資料がある場合は、添付してください。